特定技能 雇用契約の【終了】に伴う 退職手続きについて





■特定技能所属機関による特定技能雇用契約に係る届出 (入管への提出書類)

随時届出が必要となります。 具体的には、雇用契約終了の日(退職日)から14日以内に

- ①特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1号)
- ②支援委託契約に係る届出書(参考様式第3-3号)
- ③受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)
- の届出が必要となります。





- ■①特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1号)
 - → 特定技能雇用契約が終了した場合 = 参考様式第3-1-2号

【留意事項】

- 特定技能雇用契約が終了した場合であっても、直ちに帰国することとはならず、 転職の場合は**在留期間の範囲内で引き続き在留が認められる**こととなります。
- 特定技能外国人の責めに帰すべき事由によらずに雇用契約が終了した際には、 必要な**転職支援**をしなければなりません。
- 〇 雇用契約を終了する事由と受入れ困難事由は基本的に同内容のため、雇用契約終了の場合には、**受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)**をあらかじめ提出しておかなければなりません。



■参考様式第3-1-2号①

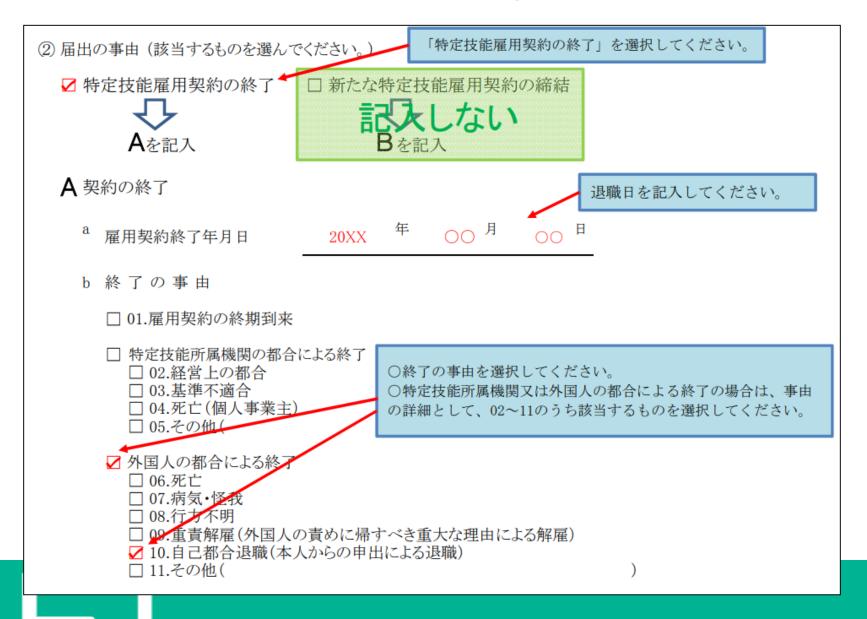
参考様式第3-1-2号 ①契約が終了した場合の記載例
特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書
この届出書に必要な添付書類については、 「特定技能所属機関による随時届出提出資料一覧表 雇用契約・受入れ困難」」 を参照してください。
出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第1号(及び3号)の規定により、次のとおり届け出ます。
届出の対象となる特定技能外国人について記入してください。① 届出の対象者 ◆ おお、特定技能外国人が複数人いる場合、当該記入欄には「別紙のとおり」と記入した上で、「参考様式第3-1号(別紙)」をご使用ください。
氏名(ローマ字) TURNER ELIZABETH 性別 男 女
生 年 月 日 1985 ^年 12 ^月 31 ^日 国籍・地域 米国
〒 100-8973 住 居 地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 霞ヶ関ハイツ202号
在 留 カ ー ド 番 号 A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D
特 定 産 業 分 野業 務 区 分

まずは対象者の 基本情報を記入します。

- •氏名
- •性别
- •生年月日
- -国籍
- •住居地
- ・在留カード
- •特定産業分野
- *業務区分



■参考様式第3-1-2号②



次に届出の事由につき 特定技能雇用契約の 終了にチェック

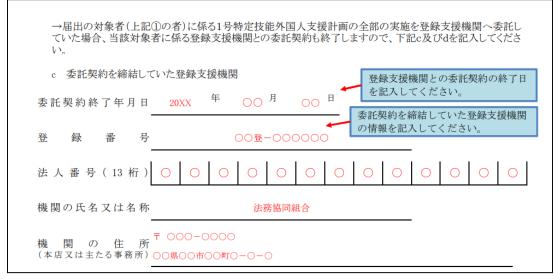


A契約の終了

- •退職日
- •終了事由



■参考様式第3-1-2号③



登録支援機関の利用がある際には、その基本情報の記入をお願いします。





- ■②支援委託契約に係る届出書(参考様式第3-3号)
 - → 登録支援機関との支援委託契約が終了した場合 = 3-3-2 **日** 「智 電意事項】

〇特定技能外国人が退職したことによって、当該特定技能外国人に対する支援実施に係る委託契約が終了する場合、たとえ、<u>他の特定技能外国人に対する支援実施について引き続き登録支援機関との委託関係が存続する場合であっても</u>、委託契約終了の届出が必要になります。





■参考様式第3-3-2号①

- ② 届出の事由(該当するものを選んでください。)
 - ✓ 支援委託契約の終了 (自社支援に切り替える場合はこちらを選択してください。)



Aを記入

「支援委託契約の終了」を選択した上で、 次頁のA欄を記入してください。

□ 支援委託契約の締結 (自社支援から登録支援機関による支援に切り替える場合はこちらを選択してください。)



Bを記入

記入しない

□ 支援委託契約の終了と締結 (委託先の登録支援機関を変更する場合はこちらを選択してください。)



A と B を記入

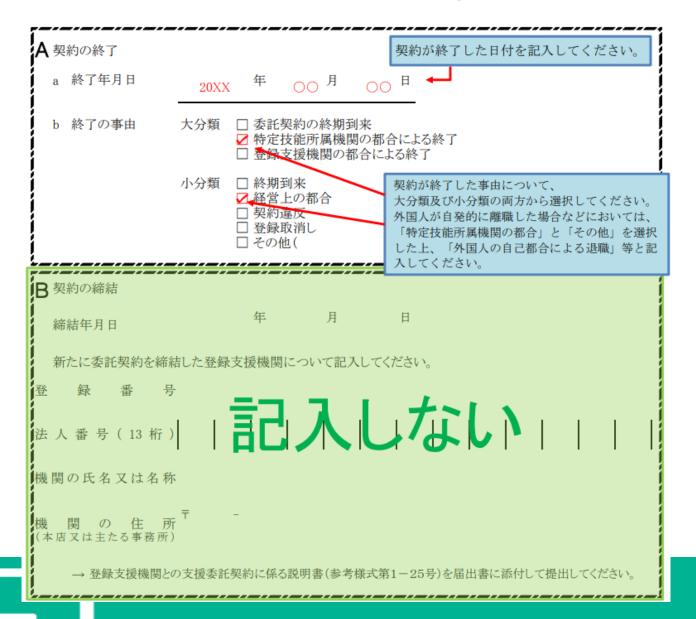
記入しない

まずは対象者の 基本情報を記入します。 → 届出の事由で 支援委託契約の終了 にチェック → 他記入はしません





■参考様式第3-3-2号②



A:契約の終了部分を記入

- •契約終了年月日
- ・終了の事由 (大分類/小分類の両方から 選択する必要があります)

B:は記入しません

最後に届出機関の基本情報を記入。

署名(印字不可)が必要です。

■③受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)

→ 経営上又は事業上の都合により特定技能外国人を解雇するような場合など、特定技能外国人の受入れが困難となったことに起因して、特定技能雇用契約を終了する場合

【留意事項】

〇「受入れが困難となった場合」とは、経営上の都合(非自発的離職),特定技能所属機関の基準不適合、法人の解散、個人事業主の死亡、特定技能外国人の死亡、病気・怪我、行方不明、重責解雇(労働者の責めに帰すべき事由によるもの),自己都合退職等をいいます。

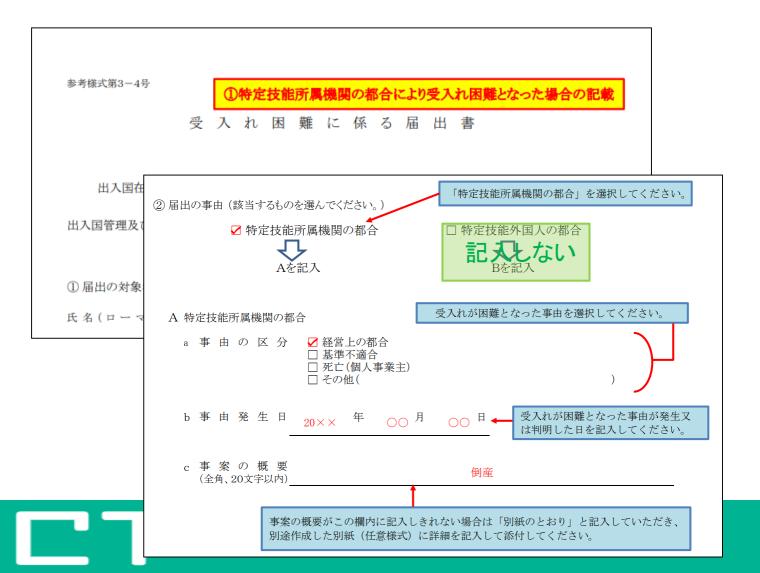
〇その他、警察への届出などしかるべき対処が必要になります。





■参考様式第3-4①

~特定技能所属機関の都合により受入れ困難となった場合の記載



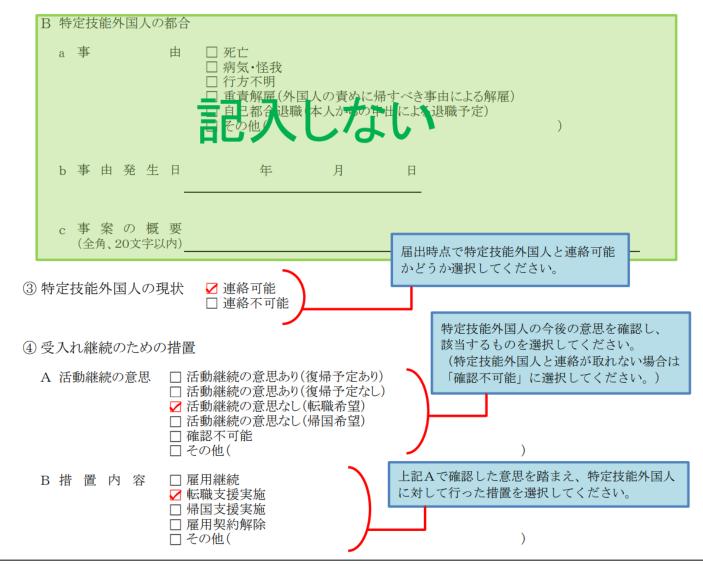
届出の事由で 特定技能所属機関の都合 にチェック

 \downarrow

A:への記入

- •事由の区分
- •事由発生日
- •事案の概要

(書ききれない場合は別紙作成)



B:は記入しません ↓

- ③特定技能外国人の現状連絡が取れるかどうか
- ④受入継続のための措置

A:活動継続の意思

(復帰予定の確認・転職・帰国)

B:措置内容

(雇用継続・支援実施状況)





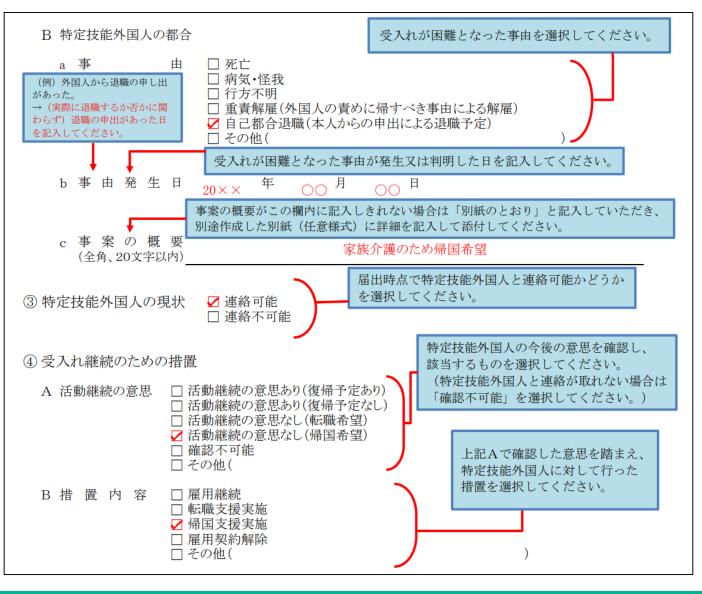
■参考様式第3-4②

~特定技能外国人の都合で受入れ困難となった場合の記載

参考様式第3-4号	①特定技能所属機関の都合により受入れ困難となった場合の記載 受入れ困難に係る届出書
出; ② 届出の ³	「特定技能外国人の都合」を選択してください。
出入国管	□ 特定技能所属機関の都合 記入しない Aを記入 Bを記入
①届出の	A C IL /
氏 名 (口	技能所属機関の都合
a H	耳 由 の 区 分 □ 経営上の都合 □ 基準不適合 □ 死亡(個人事業主) □ その他(
b Ē	T 由 発 生 日 記入 L ない
	軍 案 の 概 要 全角、20文字以内)

まずは対象者の 基本情報を記入します。 ↓ 届出の事由で 特定技能外国人の都合 にチェック ↓ A:への記入はしません





- ・受け入れ困難となった事由
- •事由発生日
- ・事案の概要 (書ききれない場合は別紙作成)
- ③特定技能外国人の現状連絡が取れるかどうか
- ④受入継続のための措置

A:活動継続の意思

(復帰予定の確認・転職・帰国)

B: 措置内容

(雇用継続・支援実施状況



今回の退職レクチャーは下記ユーザーマニュアルに掲載しております。 変更レクチャーと合わせてご確認下さい。







退職に関する随時届出は事由が発生してから 14日以内に提出が必要です。

※最近では出入国在留管理庁電子届出システムを利用して、インターネットにより届出を行うことができます。(事前登録必要)

引き続き潤滑な運用ができるよう、

ご協力の程、よろしくお願いいたします。



